

事務連絡  
令和4年5月2日

都道府県トラック協会  
専務理事 殿

公益社団法人全日本トラック協会  
常務理事 松崎 宏則

パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性強化について  
(お願い)

平素は当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、取引事業者全体のパートナーシップにより、エネルギーコスト等の上昇分を適切に価格転嫁ができるよう、昨年12月に「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を策定し、政府を挙げた取組を実施しております。

今般国土交通省より、本取組のひとつである「パートナーシップ構築宣言制度」の一層の拡大と、既宣言企業における宣言内容の調達現場への浸透について、周知の依頼がありました。

業務ご多忙のおり、恐縮でございますが現下の燃料価格高騰に鑑み、特に元請事業者など下請事業者を利用する貴協会会員事業者の皆様にご本制度についてご周知いただきますようお願い申し上げます。

敬具

【参考】

○「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト  
<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

○パートナーシップ構築宣言等に関する現状と今後の取組（中小企業庁）  
<https://www5.cao.go.jp/keizai/partnership/20220210/20220210siryo2.pdf>

○パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/pdf/partnership\\_package\\_set.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/partnership_package_set.pdf)

◇本件問合せ先：企画部 TEL03-3354-1037

事務連絡  
令和4年4月27日

(公社) 全日本トラック協会 御中

国土交通省自動車局貨物課

### パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性強化について

先般、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化に関する事業者団体に対する要請（令和3年12月27日国総政第30号）」等において、取引事業者全体のパートナーシップの構築により適正な転嫁を進める環境整備を図るため、パートナーシップ構築宣言制度の会員企業に対する周知を要請しているところです。

今般取りまとめられた「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日付原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）」においても、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」等に基づく価格転嫁の取組を着実に実施する」とこととされております。

他方、中小企業庁が昨年9月に実施した価格交渉促進月間に係るフォローアップ調査においては、価格交渉の協議状況においても、価格転嫁の達成状況においても、親事業者がトラック運送業である場合の下請中小企業との取引適正化が進んでいない実態が見られるところです。

こうした状況を踏まえ、パートナーシップ構築宣言企業のより一層の拡大と、既宣言企業における宣言内容の調達現場への浸透につき、改めて会員企業等への周知をお願い申し上げます。

#### 【参考】

- 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

- パートナーシップ構築宣言等に関する現状と今後の取組（中小企業庁）

<https://www5.cao.go.jp/keizai1/partnership/20220210/20220210siryo2.pdf>